

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	住民基本台帳ネットワークに関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栃木県は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・住民基本台帳ネットワーク(以下「住基ネット」という。)において、都道府県は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき市町村から住民の本人確認情報及び附票本人確認情報に関する通知を受け、本人確認情報については、都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報として、附票本人確認情報については、附票都道府県サーバに都道府県知事保存附票本人確認情報として保有する。都道府県知事保存本人確認情報は、5情報(「氏名・氏名の振り仮名・住所・生年月日・性別」をいう。以下同じ。)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報で、都道府県知事保存附票本人確認情報は、5情報、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される。

・住基ネットは専用回線を使用し、地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御、IDSによる侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証を行っているほか、汎用の通信プロトコル(SMTP、HTTP、FTP、Telnet等)は使用せず、独自のアプリケーションを用いる等、厳格な不正アクセス対策を講じている。また、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に住基法に基づく守秘義務を課し、操作者及びアクセス権限を限定し、システムの操作履歴を保存する等の対策を講じている。

・都道府県サーバ及び附票都道府県サーバは全都道府県分を1カ所(集約センター)に集約し、その運用・監視を機構に委託している。

評価実施機関名

栃木県知事

公表日

令和8年8月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに関する事務
②事務の概要	住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。 1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 住基法は、市町村における住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに、住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的行う「住民基本台帳」（個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し作成される公簿）の制度を定め、住民の利便性の増進及び国・地方公共団体の行政の合理化に資することを目的としている。 また、都道府県では市町村と共同し、住民基本台帳のネットワーク化を図り、市町村の区域を越えた全国共通の本人確認の仕組みである住基ネットを構築している。 住基ネットにおいて、都道府県は、市町村が住民票の記載等を行った場合、当該住民票に係る個人番号を含む本人確認情報の通知を市町村から受け、都道府県サーバに当該本人確認情報を特定個人情報として保有することとなる。 都道府県では、住基法の規定に基づき、特定個人情報（都道府県知事保存本人確認情報）を以下の事務で取り扱う。（別添1を参照） ①本人確認情報の更新に関する事務 ②自都道府県の他の執行機関又は他部署への都道府県知事保存本人確認情報の提供・移転に関する事務 ③都道府県知事保存本人確認情報の開示に関する事務 ④機構保存本人確認情報の照会に関する事務 ⑤本人確認情報の検索に関する事務 ⑥都道府県知事保存本人確認情報の整合性確認に関する事務 2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、市町村における市町村コミュニケーションサーバ（以下「市町村CS」という。）、都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、5情報（氏名、氏名の振り仮名、住所、生年月日、性別）、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報には、個人番号は含まれない。 ①附票本人確認情報の更新に関する事務 ②自都道府県の他の執行機関又は他部署への都道府県知事保存附票本人確認情報の提供・移転に関する事務 ③都道府県知事保存附票本人確認情報の開示に関する事務 ④機構保存附票本人確認情報の照会に関する事務 ⑤附票本人確認情報の検索に関する事務 ⑥都道府県知事保存附票本人確認情報の整合性確認に関する事務
③システムの名称	(1)住民基本台帳ネットワークシステム (2)附票連携システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」及び「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムの構成要素のうち、都道府県サーバ及び附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の都道府県サーバ及び附票連携システムの内の附票都道府県サーバ部分について記載する。

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル
- (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	○住基法 ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用) ・第30条の15の2第2項・第3項(準法定事務処理者への本人確認情報の提供等) ・第30条の44の7第2項・第3項(準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供等)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総合政策部市町村課
②所属長の役職名	次長兼課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部市町村課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	028-623-2113
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基法に基づく特定個人情報の取得、利用及び提供については、第30条の15第1項及び第2項に定める都道府県知事等による利用を除いて基本的にシステム上で完結しており、人手を介在させる作業は発生しない仕組みとなっている。 また、当該利用事務において特定個人情報の提供を行う際は、システムの仕様上、原則4情報または住所、生年月日を含む3情報以上による照会を必須としており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	次長兼市町村課長 矢野 哲也	次長兼市町村課長 江崎 牧身	事後	評価書の見直しに係る修正
平成30年5月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	次長兼市町村課長 江崎 牧身	次長兼課長	事後	評価書様式の変更に係る修正
令和1年6月26日	IV リスク対策	—	1～9の追加	事後	評価書様式の変更に係る追加
令和2年3月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	②都道府県の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供に関する事務	②白都道府県の他の執行機関又は他部署への都道府県知事保存本人確認情報の提供・移転に関する事務	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	⑤都道府県知事保存本人確認情報の検索に関する事務	⑤本人確認情報の検索に関する事務	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す…記載する。	住民基本台帳ネットワークシステム ※「2. 特定個人情報ファイル名」に示す…記載する。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○住基法※ ・第7条～第30条の15 略 ・第30条の32～第30条の35 略 ※行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)附則第3号施行日時点	○住基法 ・第7条～第30条の15 略 ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32～第30条の35 略	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年10月1日時点	令和2年1月31日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和5年1月16日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供)	・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供)	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	表紙 評価書名	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 基礎項目評価書	住民基本台帳ネットワークに関する事務 基礎項目評価書	事前	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	栃木県は、住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	栃木県は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	表紙 特記事項	・住民基本台帳ネットワーク(以下「住基ネット」という。)において、都道府県は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき市町村から住民の本人確認情報に関する通知を受け、都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報として保有する。都道府県知事保存本人確認情報は、4情報(「氏名・住所・生年月日・性別」をいう。以下同じ。)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報に限定される。 ・住基ネットは専用回線を使用し、地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御、IDSによる侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証を行っているほか、汎用の通信プロトコル(SMTP、HTTP、FTP、Telnet等)は使用せず、独自のアプリケーションを用いる等、厳格な不正アクセス対策を講じている。また、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に住基法に基づく守秘義務を課し、操作者及びアクセス権限を限定し、システムの操作履歴を保存する等の対策を講じている。 ・都道府県サーバは全都道府県分を1カ所(集約センター)に集約し、その運用・監視を機構に委託している。	・住民基本台帳ネットワーク(以下「住基ネット」という。)において、都道府県は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき市町村から住民の本人確認情報及び附票本人確認情報に関する通知を受け、本人確認情報については、都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報として、附票本人確認情報については、附票都道府県サーバに都道府県知事保存附票本人確認情報として保有する。都道府県知事保存本人確認情報は、4情報(「氏名・住所・生年月日・性別」をいう。以下同じ。)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報で、都道府県知事保存附票本人確認情報は、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される。 ・住基ネットは専用回線を使用し、地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御、IDSによる侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証を行っているほか、汎用の通信プロトコル(SMTP、HTTP、FTP、Telnet等)は使用せず、独自のアプリケーションを用いる等、厳格な不正アクセス対策を講じている。また、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に住基法に基づく守秘義務を課し、操作者及びアクセス権限を限定し、システムの操作履歴を保存する等の対策を講じている。 ・都道府県サーバ及び附票都道府県サーバは全都道府県分を1カ所(集約センター)に集約し、その運用・監視を機構に委託している。	事前	評価書の見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ① 事務の名称	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	住民基本台帳ネットワークに関する事務	事前	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	住基法は、市町村における住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに、住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的行う「住民基本台帳」(個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し作成される公簿)の制度を定め、住民の利便性の増進及び国・地方公共団体の行政の合理化に資することを目的としている。 …	住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。 1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 住基法は、市町村における住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに、住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的行う「住民基本台帳」(個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し作成される公簿)の制度を定め、住民の利便性の増進及び国・地方公共団体の行政の合理化に資することを目的としている。 … 2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、市町村における市町村コミュニケーションサーバ(以下「市町村CS」という。)、都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報には、個人番号は含まれない。 …	事前	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」は、住基ネットの構成要素のうち、都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住基ネットの内の都道府県サーバ部分について記載する。	(1)住民基本台帳ネットワークシステム (2)附票連携システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」及び「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、都道府県サーバ及び附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の都道府県サーバ及び附票連携システムの内の附票都道府県サーバ部分について記載する。	事前	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事前	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	○住基法 ・第7条(住民票の記載事項) … ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	○住基法 ・第7条(住民票の記載事項) … ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)	事前	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年1月31日時点	令和5年12月31日時点	事前	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月31日時点	令和5年12月31日時点	事前	評価書の見直しに係る修正
令和6年9月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	(1)住民基本台帳ネットワークシステム (2)附票連携システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」及び「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、都道府県サーバ及び附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の都道府県サーバ及び附票都道府県サーバ部分について記載する。	(1)住民基本台帳ネットワークシステム (2)附票連携システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」及び「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、都道府県サーバ及び附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の都道府県サーバ及び附票連携システムの内の附票都道府県サーバ部分について記載する。	事後	評価書の見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	○住基法 ・第7条(住民票の記載事項) … ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用)	○住基法 ・第7条(住民票の記載事項) … ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用) ・第30条の15の2第2項・第3項(準法定事務処理者への本人確認情報の提供等) ・第30条の44の7第2項・第3項(準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供等)	事後	評価書の見直しに係る修正
令和7年9月18日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	十分である	事後	評価書の見直しに係る修正
令和7年9月18日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	住基法に基づく特定個人情報の取得、利用及び提供については、第30条の15第1項及び第2項に定める都道府県知事等による利用を除いて基本的にシステム上で完結しており、人手を介在させる作業は発生しない仕組みとなっている。 また、当該利用事務において特定個人情報の提供を行う際は、システムの仕様上、原則4情報または住所、生年月日を含む3情報以上による照会を必須としており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和7年9月18日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	(該当しないため記載省略)	事後	評価書の見直しに係る修正
令和8年8月31日	表紙 特記事項	・住民基本台帳ネットワーク(以下「住基ネット」という。))において、都道府県は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。))に基づき市町村から住民の本人確認情報及び附票本人確認情報に関する通知を受け、本人確認情報については、都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報として、附票本人確認情報については、附票都道府県サーバに都道府県知事保存附票本人確認情報として保有する。都道府県知事保存本人確認情報は、4情報(「氏名・住所・生年月日・性別」をいう。以下同じ。)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報で、都道府県知事保存附票本人確認情報は、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される。 ・住基ネットは専用回線を使用し、地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。))が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御、IDSによる侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証を行っているほか、汎用の通信プロトコル(SMTP、HTTP、FTP、Telnet等)は使用せず、独自のアプリケーションを用いる等、厳格な不正アクセス対策を講じている。また、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に住基法に基づく守秘義務を課し、操作者及びアクセス権限を限定し、システムの操作履歴を保存する等の対策を講じている。 ・都道府県サーバ及び附票都道府県サーバは全都道府県分を1カ所(集約センター)に集約し、その運用・監視を機構に委託している。	・住民基本台帳ネットワーク(以下「住基ネット」という。))において、都道府県は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。))に基づき市町村から住民の本人確認情報及び附票本人確認情報に関する通知を受け、本人確認情報については、都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報として、附票都道府県サーバに都道府県知事保存附票本人確認情報として保有する。都道府県知事保存本人確認情報は、5情報(「氏名・氏名の振り仮名・住所・生年月日・性別」をいう。以下同じ。)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報で、都道府県知事保存附票本人確認情報は、5情報、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される。 ・住基ネットは専用回線を使用し、地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。))が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御、IDSによる侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証を行っているほか、汎用の通信プロトコル(SMTP、HTTP、FTP、Telnet等)は使用せず、独自のアプリケーションを用いる等、厳格な不正アクセス対策を講じている。また、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に住基法に基づく守秘義務を課し、操作者及びアクセス権限を限定し、システムの操作履歴を保存する等の対策を講じている。 ・都道府県サーバ及び附票都道府県サーバは全都道府県分を1カ所(集約センター)に集約し、その運用・監視を機構に委託している。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和8年8月31日	I-1 ②事務の概要	2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、市町村における市町村CS、都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報(以下条文中併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。))には、個人番号は含まれない。	2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、市町村における市町村CS、都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、生年月日、性別)、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報(以下条文中併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。))には、個人番号は含まれない。	事後	評価書の見直しに係る修正